

香川県条例第28号

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例

(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第1条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年香川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 略 (認定の要件) 第3条 略 附 則 3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。 6 別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する看護師等（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項から附則第8項までにおいて同じ。）をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、規則で定めると	(趣旨) 第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。）の認定の要件について定めるものとする。 (認定の要件) 第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。 附 則 3 別表の第3の(1)及び(4)（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等（小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。 6 別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する看護師等（保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項及び次項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、規則で定めるところにより、

ころにより、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

8 附則第6項及び別表の第3の(6)の規定により看護師等及び特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する過程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。別表の第3の(6)及び(7)において同じ。）のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士（別表の第3の(6)のただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表（第3条関係）

第1 略

第2 職員の配置

(1) 略

(2) 教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保

子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

別表（第3条関係）

第1 略

第2 職員の配置

(1) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。

ア 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね15人につき1人

エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね25人につき1人

(2) 教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保

育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ。)に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)を置くこと。この場合において、1学級の子どもの数は、知事がやむを得ないと認める場合を除き、30人以下とすること。

(3) 略

第3 職員の資格等

(1)～(5) 略

(6) (1)、(2)及び(4)の規定により置くものとされる保育士である者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(7) (1)の規定により置くものとされる保育士である者について、(6)の規定により特定理学療法士等をもって代える場合においては、特定理学療法士等の総数は、第2の(1)の規定により置くものとされ

育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ。)に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)を置くこと。この場合において、1学級の子どもの数は、知事がやむを得ないと認める場合を除き、35人以下とすること。

(3) 略

第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士であること。

(2) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者及び学級担任は、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者となることが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者となることができる。

(3) 略

(4) (2)のただし書の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士である者となることが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士となるための規則で定める取組を行っている場合に限り、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

(5) 略

る職員の数の3分の1を超えてはならない。

第4～第6 略

第7 教育及び保育の内容

- (1) 教育及び保育の内容は、法第5条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づくものであること。

- (2)・(3) 略

第8・第9 略

第10 管理及び運営等

- (1)～(11) 略

(12) 児童対象性暴力等の防止等のための措置

認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

第4～第6 略

第7 教育及び保育の内容

- (1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針をいう。）

- に基づくものであること。
- (2)・(3) 略

第8・第9 略

第10 管理及び運営等

- (1)～(11) 略

(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

<u>(施行期日)</u> 1 略 <u>(経過措置)</u> 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>令和10年3月31日までの間、改正後の別表の第2の(1)のウの規定は、適用しない。この場合において、改正前の別表の第2の(1)のウの規定は、この条例の公布の日以後においても、なおその効力を有する。</u> 3 <u>子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の別表の第2の(1)のエの規定は、適用しない。この場合において、改正前の別表の第2の(1)のエの規定は、この条例の公布の日以後においても、なおその効力を有する。</u>	1 略 2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、<u>当分の間、改正後の別表第2の(1)ウ及びエの規定は、適用しない。この場合において、改正前の別表第2の(1)ウ及びエの規定は、この条例の公布の日以後においても、なおその効力を有する。</u>
--	--

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中香川県認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第7及び第10の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- この条例の施行の際現に存する認定こども園（香川県認定こども園の認定の要件に関する条例第1条に規定する認定こども園をいう。）における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の香川県認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第2の(2)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。